

平成18年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成18年3月13日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第6 議案第2号 本巢市国民保護協議会条例について
- 日程第7 議案第3号 本巢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 日程第8 議案第4号 本巢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
- 日程第9 議案第5号 本巢市行政組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 本巢市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 本巢市小規模授産所条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 本巢市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第20号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第21号 本巢市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第22号 本巢市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第27号 本巢市第1次総合計画基本構想について
- 日程第24 議案第33号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第25 議案第34号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第35号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第36号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第28 議案第37号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
日程第29 議案第38号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
日程第30 議案第39号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第31 議案第40号 平成18年度本巢市一般会計予算について
日程第32 議案第41号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
日程第33 議案第42号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
日程第34 議案第43号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計予算について
日程第35 議案第44号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
日程第36 議案第45号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計予算について
日程第37 議案第46号 平成18年度本巢市水道事業会計予算について
-
-

本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第37まで

追加日程第1 議案第47号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 議案第48号 本巢市教育センター条例の一部を改正する条例について

追加日程第3 議案第49号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例について

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳

参 与 溝 口 義 弘
企 画 部 長 高 橋 武 夫
健 康 福 祉 部 長 宇 野 利 数

上 下 水 道 部 長 林 賢 一
林 政 部 長 藤 原 俊 一

総 務 部 長 土 川 隆
市 民 環 境 部 長 島 田 克 廣
産 業 建 設 部 長 服 部 次 男
教 育 委 員 会
事 務 局 長 堀 部 秀 夫

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長 坪 内 博
議 会 書 記 杉 山 昭 彦

議 会 書 記 今 村 光 男

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 大熊和久子君と17番 大西徳三郎君を指名いたします。

日程第2 議案第2号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第2、議案第2号 本巣市国民保護協議会条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

本案件、またその次の第3号、あるいは当初予算にも絡んでまいります。その中で、細かく言うつもりはありませんが、1点だけお伺いしたいというふうに思っています。

この国民保護法という法律の内容を見ておまして非常に問題だなというふうに思っていますのは、特に武力攻撃があった場合にということでいろいろ規定されています。この武力攻撃というのは一体中身は何なのかというと、3点に集約されています。いわゆる直接的に武力攻撃を受けた場合、2番目に武力攻撃事態、3番目に武力攻撃予測事態ということで、特にこの3番目の武力攻撃が予測されるというふうに、客観性があるかなかなかろうが政府が判断した場合には、合法上のいろんな問題が発動されるというものであります。

そういう中で特にお伺いしたいと思っているのは、今、本巣市内には住民の自治組織である自主防災組織というのがございますが、これが国民保護法の体制に組み込まれるということがないのかなのか、そのあたりについて見解をお伺いしたいというふうに思っています。特に、こうした今申し上げたような状況の中で、これに対する賛否というのは今現在も国内にいろいろ渦巻いているわけで、その中で自主的な組織が組み込まれるということになると非常に問題だというふうに考

えておりますので、そのあたりについての見解をお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

答弁、総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

国民保護法の中の第 173条で国民の協力等といった規定がありまして、その 3 項で、国及び地方公共団体は自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処法の措置に資するための自発的な活動に対し必要な支援を行うよう努めなければならないといった規定が定められております。そうしたことで、今後この国民保護協議会を設置いたしまして、その中で国民保護に関する計画を策定するわけでございます。そうした国民保護計画の中でこういったボランティアに対する規定といえますか、措置につきまして計画の中で盛り込んでいきたいといったことを考えております。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 2 号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 3 議案第 3 号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第 3、議案第 3 号 本巣市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 3 号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 4 議案第 4 号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第4、議案第4号 本巢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この長期契約については、5年以内ということで、その中身については規則で定めるということになっておりますが、現実的に、もし5年という期間が適用されるとなると、その間に情勢というのは大きく変わることが今予想されるわけで、実際にどの程度の内容で考えておられるのか、詳細がわかればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

この条例の中で、第2条で（1）といたしまして物品を借り入れる契約で、商習慣上その契約の期間が1年以上を超えることが一般的であるものという規定をするわけでございますが、その具体的な内容につきましては、パソコンとかコピー機などの事務機器等を予定しておりまして、いわゆるリース契約に相当する部分を5年以内で契約をしていきたいということでもあります。

それで、5年以内という根拠につきましては、リース期間の設定につきましては、税法上の規定で法定耐用年数により目安が定められており、パソコンあれば4年とか、コピー機、ファクシミリ等は5年とっているため、5年以内に設定していきたいということで考えております。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

ですから、5年以内ということは、現実的に5年を適用されようとするのか、2年あるいは3年という期間をもう少し縮めて現実的に適用しようとするのか、そのあたりの考えをお伺いしているんですが。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

一般的には60回払い5年といったことで実際今対応しておりますので、その期間で設定していきたいということでもあります。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5 議案第5号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第5、議案第5号 本巢市行政組織改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第6 議案第6号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第6、議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

2点伺いますが、一つは、今回の条例改正はいわば勤務評定の導入であります。市役所の仕事の中で、特にまた人相手の仕事の中で評価の客観性ということが本当にできるのかどうか、非常に

不安に感じているわけでありますが、そのあたりはどのようにお考えなのかということと、もう一つは、武力攻撃災害等の派遣手当、いわゆる戦時における手当を今度創設するということでもあります。これについては、例えば県とか、よそから派遣をされた場合に払うということになるわけでありまして、この逆のことというのはあり得ないのでしょうか。この法律そのものを100%熟知はしてないのでお伺いするわけでありますが、どうなんでしょう。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

1点目の職員に対する勤務評定のことについてでございますが、勤務評定につきましては、現在も毎年10月1日を基準日といたしまして、定期評定ということで行っておるわけでございます。これらの勤務評定の方法につきましては、いわゆる昇給に影響するということでございますので、今後、その評定する者の研修と申しますか、そういったのも一層行って、適正な評定を行っていきたいということを考えております。

それと、あと2点目の今回創設いたします武力攻撃災害等派遣手当については、市の方へ受け入れた場合にその手当を払うということですが、逆の、他の市町村から派遣要請を受けた場合は市の職員を派遣するという事も考えられます。そういった場合は、相手方でその手当を払っていただくといったことでもあります。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

2点目について再度お伺いしたいと思いますのは、そういう派遣をするということになりますと、この手当というのは、先ほど申し上げたように、いわば戦時手当に当たるようなものであります。今、国内の世論も二つに割れている中で、こうした国民保護法に伴う武力攻撃予測事態に対応するという事で派遣される場合もあり得るわけですね。そういったやり方について反対だということを持っている職員が強制的に派遣されるということもあり得るわけですか。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

この手当の関係につきましては、もう既に災害対策基本法ということで、一般的な風水害とか、そういった大規模災害が起きたときには災害派遣手当ということで規定がなされておまして、今回、この国民保護に基づく武力攻撃災害等派遣手当につきましても、従来ある災害派遣手当と同様の考え方ということであります。それで、他の市町村から市の職員に対しまして派遣要請があった場合には、市の中で所掌事務または業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならないといった規定がこの法律の中でなされておられますので、職務命令ということに

なろうかと思えます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、総務企画委員会に付託したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7 議案第7号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第7、議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、総務企画委員会に付託したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8 議案第8号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第8、議案第8号 本巣市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、総務企画委員会に付託したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第9号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第9、議案第9号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第10号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第10、議案第10号 本巣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第11号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第11、議案第11号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたし

ます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第12号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第12、議案第12号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第13号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第13、議案第13号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第14号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第14、議案第14号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第15号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第15、議案第15号 本巣市小規模授産所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第16号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第16、議案第16号 本巣市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題とい

たします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については、文教福祉委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第17号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第17、議案第17号 本巣市糸貫高齢者生きがいセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、文教福祉委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議案第18号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第18、議案第18号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、文教福祉委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第19 議案第19号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第19、議案第19号 本巣市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第20号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第20、議案第20号 本巣市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21 議案第21号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第21、議案第21号 本巣市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま

す。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22 議案第22号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第22、議案第22号 本巣市市営駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23 議案第27号（委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第23、議案第27号 本巣市第1次総合計画基本構想についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、各常任委員会に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は各常任委員会で審査することに決定いたしました。

日程第24 議案第33号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第24、議案第33号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

予算の項目ということでいうと、歳入の部分の雑入の減額の関係で少しお伺いをしていきたいというふうに思います。

今回、モレラ周辺の道路整備にかかわってくる予算の中で、4億近くの減額が雑入で計上されております。ページは23ページの道路改良事業負担金ということで、節126ですが、年度当初にモレラにかかわってくる整備事業ということで執行部の方からる説明があり、モレラ側との協定の中で順次進めてこられた中での、いわゆる負担をいただける部分のお金をもらった残りがこの金額。当然かかった分の助成という形になりますので、18年度予算書を見ますと、1億3,000万ほどまだ残りの事業があるという形の中で減額補正ということは十分理解できますが、モレラ周辺を取り巻く地域の方々はまだまだいろいろ交通状況に不安感を抱いておられます。そういった中で、オープンしてからそういった現状に合わせた中で、いろいろこれから協力いただけるような話がこれからも続けていけるのかどうか、そういう点だけ、そういう道がまだ残っているのかどうか、その辺はいかがかお伺いしたいと思いますが。この点を一番よく御存じなのは参与だと思しますので、参与の方からお答えをいただきたいと思えます。

○議長（上谷政明君）

参与 溝口義弘君。

○参与（溝口義弘君）

それでは、高橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、モレラ岐阜の商業施設周辺整備事業ということで、歳入の方で4億2,800万というような減額をしているわけなんですけれども、この事業につきましては議員も、先ほど話がありましたが、御存じのように、あそこの周辺を商業施設を行うという中において、やはりモレラ岐阜としてもどうしても必要である事業としてこれだけの事業を認めて、それに対する費用ということで、そのかかった費用で減額をさせていただいたということですが、今後につきましては、今回の一般質問でも出されておりますけれども、いろんな形で、これで終わりということじゃなくて、いろんな運営面、いろんなことで、いろいろ覚書を協定していこうということを考えております。そんな中で、やはり企業として当然に責任を持って対応していただく事項、そういうものがあるということであれば、そういうものも協定の中に盛り込んで、今後継続して双方が適正な環境をつくっていくというような協定にしていきたいと思いますというふうに考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

ぜひともいろいろな意味で、本当にオープンしてからでないといけない部分が出てくるので、ひとつその点だけはモレラ側との十分な協議をお願いしたいのと、青少年にかかわってくる説明会が2回ほど行われた中にも、モレラ側が青少年のいろいろなことに対して協力体制をとっていくという話もいただいておりますが、具体的な内容にはまだ踏み込んでない部分もありますので、道路整備とか地域整備のハード面もしっかりですけれども、ソフト面でのそういう調整というものもひとつお願いをしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

今回の補正の主なものは入札差金等による減額ですので、一つ一つについて申し上げるつもりはありませんが、ただ全体を見ておきますと、今回の議会でなければ減額補正ができなかったというものばかりではないと思うんですね。私の持論でいえば、基本的に事実が明確になった段階、なるべく直近の議会において減額補正をし、予算の執行状況等が明確になるようにしていくということが基本だというふうに考えています。そういう点からいえば、今後のこともあるので申し上げておくわけですが、なるべくわかった段階で、例えば12月、あるいは9月、そうした段階での減額補正がされてもしかるべきではないかというものが幾つかあるというふうに思っていますが、その点の現状と、また今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

ただいま御指摘いただきました中で、工事請負費の減額ということについてでございますが、御指摘のとおり、入札いたしまして工事費が確定した段階以降に予算の減額といったことも当然必要なことと考えております。それで、予算を組み替えまして、新たな財源として補正予算でほかの事業への執行ということについても今後考えていきたいということでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ほかに。

[挙手する者あり]

16番 大熊和久子君。

○16番（大熊和久子君）

福祉部長さんにお伺いします。

22ページの先ほどの雑入のところの保健衛生費、昨年もこのことにつきましては質問があったと思うんですが、トータルしますと相当な減額になっておりますけれど、これは受診件数の見込み減に伴う負担金の減額という御説明でしたけれども、当初予定見込み人数と実績人数の差でこのような額が出たのだと思います。このことを思いますと、集団健診とか個別健診や、それから70歳以上とか、いろいろ複雑な組み込みで難しいことも理解できるのです。それで、その減額についての云々ではなくて、これは今予防対策事業で、非常にこういうことの計画を保健師さんたちも一生懸命になって努力されていて、そういう努力目標として上げておられます。

それで、ここに今、健康づくり推進委員ですか、健康づくり推進協議会か、何かそのようなものがあったと思うんですけど、そういうのが各自治区の中で活動がなされているのか。啓蒙運動の方にどのように取り組まれる御予定なのか。来年度の予算計上を見ますと、どうもこの2年間の実績を踏まえて計上されているように思います。足らなければ補正でということもできますけれど、せっかくこういう努力目標がいつもなされておりますので、それに近づくような啓蒙活動について今後どのようにお考えになっておられるか、お伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

健康福祉部長 宇野利数君。

○健康福祉部長（宇野利数君）

お答えをさせていただきます。

大変努力目標ということでおっしゃっていただきまして恐縮をいたしておるわけですが、昨年も補正と当初の数値の整合、こういった意味で御質問をいただいております。当初予算の数字と実績との差につきましては、今言われたような努力目標数値と実績の数値の差が相当開きがあるということですが、16年度の実績の健診人数と17年度の予定実績数を見ますと、ほぼ同じような状況になっております。そういったことで、当然予算の基本的な考え方につきましては、的確な推計をしながら計上させていただくというのが本来でございます。18年度におきましては、17年度の実績におきまして、それをベースにしながら当然現場とも詰めて予算を上げさせていただいておりますので、御理解賜りたいと思いますし、また啓蒙につきましては、昔いろいろな組織がございましたけれども、例えば昔は家族調査票等でも、そういった地域の役員さんに持っていただきましてやったわけですが、個人情報との関係で非常に抵抗がございまして、今郵送にしております。そういったことで、保健師が相対で健診をやったときにまた次もお願いいたしますということで、自分の健康は自分で守るということでございまして、そういった声かけをしたり、また広報等に載せて啓蒙を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、今後の努力目標でこうやって出していただいておりますが、いつも減となっておりますので大変恐縮をしておりますが、こういったことにつきましては、またどういったいい方策があるんだろうかということも現場と詰めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

す。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

議案第33号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第33号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25 議案第34号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第25、議案第34号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

議案第34号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第34号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第26 議案第35号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第26、議案第35号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

議案第35号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第35号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第27 議案第36号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第27、議案第36号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

議案第36号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第36号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第28 議案第37号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第28、議案第37号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

議案第37号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第37号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第29 議案第38号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第29、議案第38号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

議案第38号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第38号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第30 議案第39号（質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第30、議案第39号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

議案第39号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第39号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31 議案第40号（委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第31、議案第40号 平成18年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、各常任委員会に審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は各常任委員会で審査することに決定いたしました。

日程第32 議案第41号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第32、議案第41号 平成18年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第33 議案第42号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第33、議案第42号 平成18年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第34 議案第43号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第34、議案第43号 平成18年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第35 議案第44号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第35、議案第44号 平成18年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第36 議案第45号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第36、議案第45号 平成18年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第37 議案第46号（質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

日程第37、議案第46号 平成18年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩をします。10時15分から再開します。

午前9時53分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

お諮りいたします。お手元に配付してありますように、議案第47号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例についてから議案第49号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例についてまでを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3までとして議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第47号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例についてから議案第49号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例についてまでを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3までとして議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第47号から追加日程第3 議案第49号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（上谷政明君）

追加日程第1、議案第47号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例についてから追加日程第3、議案第49号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

ただいま議案の追加をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして御説明をさせていただきます。

議案第47号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、本巢市行政組織改正に伴いまして、部の分掌事務を改正するものでございます。詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。

議案第48号 本巢市教育センター条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、本巢市行政組織改正に伴いまして、教育センター事業の一部を市長部局へ移管するものでございます。

議案第49号 本巢市子どもセンター条例の一部を改正する条例についてでございますが、本巢市行政組織改正に伴いまして、子どもセンターの所管を市長部局へ移管するため改正するものでございます。

以上、第48号、第49号につきましては、教育委員会事務局長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第47号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川 隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、議案第47号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例につきまして、改正させていただく内容につきまして説明をさせていただきたいと思っております。お手元にお配りしてあります資料で、本巢市条例改正の概要（追加議案分）ということで、その中の1ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。

現行の部分で、企画部の中で広報広聴及び統計に関することといった規定の中で、広報部分につきまして総務部の方に移管するというところで、部の分掌事務の中の第2条の中で、(5)といたしまして広報に関することということで規定をさせていただくということでありまして。

続きまして、現在教育委員会で行っております幼稚園・幼児園業務・事務につきまして健康福祉部の方へ移管するというところで、改正案の中で(4)といたしまして、幼児教育に関することということで規定をさせていただくということでありまして。

この条例は18年4月1日から施行させていただくというものでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（上谷政明君）

続いて、議案48号と議案第49号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 堀部秀夫君。

○教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

それでは、議案第48号 本巢市教育センター条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

条例改正の概要（追加議案分）でございますが、新旧対照表により御説明をさせていただきます。3ページをごらん願いたいと思っております。

改正箇所につきましては、第3条で教育センターで行う事業を規定しているところでございますが、その7号、子どもセンターに関する事、それから8号、放課後児童クラブに関する事、この2号を削除いたしまして、また9号を7号と改めるものでございます。

この条例は平成18年4月1日から施行するというところでございます。

続きまして、議案第49号の本巢市子どもセンター条例の一部改正でございます。

これも新旧対照表により御説明させていただきます。4ページをごらんいただきたいと思います。

5条で開館時間及び休館日を定めていますが、そのうちの第3項、これを本巢市教育委員会（以下「教育委員会」という）というふうになっておりますが、これを「市長」ということに改めるものでございます。

また、11条の委任規則につきましても、「教育委員会」の文言を削除しまして「規則」と改めるものでございます。

この条例は平成18年4月1日から施行ということが附則でございます。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

議案第47号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第48号 本巣市教育センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

議案第49号 本巣市子どもセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の日程表がお手元に配付してあります。念のため、各常任委員会の開催日と場所を申し上げます。総務企画委員会は3月14日午前9時から本庁舎3階第1委員会室、文教福祉委員会は3月15日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室、産業建設委員会は3月16日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催いたします。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

3月14日から16日までは休会とし、3月17日午前9時から本会議を開会し、一般質問を行いますので御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさんでした。

なお、30分から議会全員協議会を開催したいと思いますので、全員協議会室の方に御参集願いたいと思います。以上です。

午前10時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員